

課程博士に係る学位論文審査に関する申合せ

(平成25年10月9日 医学研究科教授会制定)

改正 平成26年3月12日 医学研究科教授会

改正 平成27年4月1日 医学研究科教授会

改正 平成27年12月16日 医学研究科教授会

改正 平成28年5月18日 医学研究科教授会

この申合せは、神戸大学学位規程医学研究科細則（平成20年3月31日制定）（以下「細則」という。）に規定する学位論文審査について定めるものとする。

I 学位論文

細則第3条第1項第3号に規定する学位論文の条件は、次のとおりとする。

1. 学位論文は、米国国立医学図書館提供データベース「MEDLINE」、または、トムソン・ロイター社提供データベース「Science Citation Index Expanded」に収録されている国際欧文雑誌に公表されており、査読された原著に限る。ただし、出版前であっても掲載予定の明記された受理証明書があれば著者原稿をもって手続きを開始することができる。
2. 共著者のある論文の場合は、次の条件を全て満たしているものとする。
 - (1) 学位申請者が研究及び論文作成の主働者であること。
(例：学位申請者が筆頭著者であること、当該論文が学位請求論文である旨明記されていること等が判定の基準となる。)
 - (2) 論文の共著者から、当該論文を学位申請者の学位論文とすることについて、明白な了解を示す文書が添付されていること。
 - (3) 共著者の数は、3人以内であること。ただし、研究の内容・方法によってはこの限りではない。
3. 2の(1)にかかわらず、次の条件を満たしているときは、共筆頭著者として学位論文とすることができる。
 - (1) 論文に筆頭著者と同等の貢献をした旨明記されている場合で、筆頭著者が学位論文としないこと。
(例：The first two authors contributed equally to this study)
 - (2) Science Citation Index の定義する Impact factor が7以上の国際欧文雑誌に印刷公表又は受理されたものであること。

II 論文審査委員

1. 論文審査委員（以下「審査委員」という。）は、学位申請者の研究内容に関連する教授3名（指導教員を除き、医学研究科教授会の構成員となっている准教授1名を含むことができる。）とする。
ただし、学位論文の共著者は審査委員になることはできない。
2. 審査委員は、医科学専攻教務学生委員会（以下「委員会」という。）の推薦を参考に医学研究科教授会の議を経て、研究科長が決定する。
3. 審査委員は、研究発表会に出席し、論文の審査及び最終試験を行う。
4. 審査委員（主査）は、論文の審査及び最終試験が終了したときは、その結果を研究科長に報告しなければならない。

III 研究発表会

1. 学位申請者は、学位論文の内容に係る研究発表を行わなければならない。
2. 委員会は、審査委員決定後、速やかに研究発表会を企画し、実施しなければならない。
3. 研究発表会の実施日時及び場所は、開催1週間前に公示するものとする。

IV この申合せに定めるもののほか、必要な事項については、医学研究科教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

- 1 この申合せは、平成26年4月1日から実施する。

2 「学位論文審査に関する内規」（平成16年4月1日医学研究科教授会制定）及び「医科学専攻における学位論文、審査委員、研究発表会に関する申合せ」（平成16年3月22日医科学専攻会議制定）は廃止する。

附 則

この申合せは、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、平成28年10月1日から実施する。

博士課程を経ない者の学位論文審査に関する申合せ

(平成25年10月9日 医学研究科教授会制定)

この申合せは、神戸大学学位規程医学研究科細則(平成20年3月31日制定)(以下「細則」という。)及び「博士課程を経ない者の学位申請の資格要件に関する取扱い内規(平成26年4月1日制定)」(以下「内規」という。)に規定する学位論文審査について定めるものとする。

(身分)

1. 内規第3項の他大学における研究とは、国内及び国外の大学の医学部における専任教員又は研究機関の研究者としての研究をいう。
2. 医科学専攻を担当する教授の下で研究を行っているバイオシグナル研究センター、都市安全研究センター及び保健管理センター所属の教員については、医科学専攻において身分を有する者として取り扱うものとする。

(学位論文)

3. 細則第5条第2号に規定する学位論文は、次のいずれかに該当する国際欧文雑誌に掲載若しくは受理された原著論文とし、かつ、学位申請者が筆頭著者であるものに限るものとする。
ただし、掲載後5年以内のものとする。
 - (1) Science Citation Index の定義する Impact Factor (以下「Impact Factor」という。)が4以上の国際欧文雑誌
 - (2) 1995年度以降に Impact Factor が4以上であった国際欧文雑誌
 - (3) 「医科学専攻における修業年限の特例に関する申合せ」(平成16年3月22日医科学専攻会議制定)の別表に掲げる国際欧文雑誌
4. 共著者のある学位論文の場合は、次の条件を満たしているものとする。
 - (1) 学位申請者が研究及び論文作成の主働者であること。
(例：学位申請者が筆頭著者であること、当該論文が学位請求論文である旨明記されていること等が判定の基準となる。)
 - (2) 論文の共著者から当該論文を学位申請者の学位論文とすることについての明白な了解を示す文書が添付されていること。
 - (3) 共著者の数は、3人以内であること。ただし、研究の内容・方法によってはこの限りではない。

(研究歴)

5. 内規第7項(2)の研究歴について、履歴書には、「神戸大学大学院医学研究科医科学専攻〇〇講座 〇〇教授指導の下に研究に従事」と記載するものとする。

(論文審査委員)

6. 「課程博士に係る学位論文審査に関する申合せ II 論文審査委員」の規定に準ずるものとする。

(研究発表会)

7. 「課程博士に係る学位論文審査に関する申合せ III 研究発表会」の規定に準ずるものとする。

(経過措置)

8. この申合せは、平成26年4月1日から適用とするが、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間を経過措置期間とする。
なお、学位申請者に対し、本申合せ又は「博士課程を経ない者の学位申請に関する申合せ(平成26年3月31日廃止)」のいずれを適用すべきかを判断する場合、その基準となる研究歴の算出期間は平成26年3月31日又は平成30年3月31日までの期間で算出する。

(参 考)

教員, 医員

- ①平成26年3月31日までに研究歴を満たせる場合, 旧基準で申請可。
- ②平成26年3月31日までに研究歴を満たせないが, 平成30年3月31日までに研究歴を満たし, かつ学位申請を行った場合
 - 1) 学位論文の **Impact Factor** が4以上の場合は, 新・旧基準で申請可。
 - 2) 4未満であるが別表の国際欧文雑誌に掲載された場合は, 新・旧基準で申請可。
 - 3) 上の2つでない場合は, 旧基準で申請可。
- ③平成30年3月31日までに研究歴を満たせない場合, 新基準で申請又は大学院入学を勧める。
(Ex.平成25年前後に教員, 医員に採用された者)

技術職員

- ①平成26年3月31日までに研究開始が認定された場合は, 旧基準で申請可。
- ②平成26年4月1日以降に採用された場合は, 新基準で申請。

研究生

- ①平成26年3月31日現在, 医学研究科研究生として在籍している者が, 平成26年4月1日以降も在籍し, 学位申請した場合は, 旧基準で申請可。
- ②平成26年4月1日以降に研究生として入学した場合は, 新基準で申請。
ただし, 平成30年3月31日までに研究歴を満たし, かつ学位申請を行った場合は, 旧基準で申請可。

	卒業大学	必要な研究歴	
		改正前	改正後
教員 医員 研究生	6年制	基礎系	5年
		臨床系	6年
	4年制	基礎系	7年
		臨床系	8年
技術職員	6年制	基礎系	6年
		臨床系	5年
	4年制	基礎系	8年
		臨床系	7年
			8年

単位修得退学者に係る医科学専攻への再入学についての申し合わせ

(昭和61年 7月 9日 研究科委員会制定)

改正 平成11年 3月 3日 研究科委員会

平成13年 3月21日 博士課程委員会

平成21年 9月 8日 医学研究科教授会

平成22年 3月 5日 医学研究科教授会

1. 本研究科医科学専攻において所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な博士論文の作成等に対する指導を受けて退学した者の再入学は、退学後3年以内の期間に博士論文の審査を受けるために願い出た場合においてのみ認めるものとする。
2. 再入学の時期は、学期の初めとする。
3. 再入学した者の修了の時期は、原則として再入学した学期の終わりまでとし、学位授与日は、3月期修了者にあつては3月25日とし、9月期修了者にあつては9月25日とする。

附 則

この申し合わせは、昭和61年 7月 9日から施行し、この申し合わせ施行の際現に在学する者から適用する。

附 則

この申し合わせは、平成11年 4月 1日から適用する。

附 則

- 1 この申し合わせは、平成13年 4月 1日から適用する。
- 2 平成13年 4月 1日の改組前の医学系研究科博士課程を単位修得退学した者については、改組後の医科学専攻を単位修得退学した者とみなしてこの申し合わせを適用する。

附 則

- 1 この申し合わせは、平成20年 4月 1日から適用する。
- 2 平成20年 4月 1日の改組前の医学系研究科博士課程を単位修得退学した者については、改組後の医科学専攻を単位修得退学した者とみなしてこの申し合わせを適用する。

附 則

この申し合わせは、平成22年 3月 5日から施行する。